

| 会 議 記 録    |                                                                                                 |                   |                |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|----------------|
| 会 議 の 名 称  |                                                                                                 | 環 境 厚 生 常 任 委 員 会 | 会 議 場 所 第3委員会室 |
|            |                                                                                                 |                   | 担 当 職 員 八 木    |
| 日 時        | 平成23年11月28日(月曜日)                                                                                | 開 議               | 午 前 10 時 00 分  |
|            |                                                                                                 | 閉 議               | 午 前 11 時 50 分  |
| 出席委員       | ◎吉田 ○苗村 山本 酒井 竹田 眞継 中澤 明田 立花                                                                    |                   |                |
| 理事者<br>出席者 | 武田健康福祉部長 門健康福祉部理事 小川こども福祉課長 河原こども福祉課副課長 佐々木地域福祉係長 吉田障害福祉課長 中村障害福祉課参事 栗林健康増進課長 山内介護保険係長 俣野健康増進課長 |                   |                |
| 傍聴者        | 市民 一名                                                                                           | 報道関係者 一名          | 議員 一名( )       |

## 会 議 の 概 要

### 1 開 議

### 2 所 管 事 項 調 査

[理事者入室] 健康福祉部

<吉田委員長>

附帯決議に対する市としての対応方針は現時点では決定していないであろうが、本委員会で所管部の考えを聞く中で、附帯決議の具体説明及び補足としたい。

<健康福祉部長>

あいさつ

#### ( 1 ) 平 成 2 2 年 度 決 算 附 帯 決 議 に つ い て

#### ・ 社 会 福 祉 協 議 会 経 費

<地域福祉係長>

①市職員の社会福祉協議会への派遣を計画的に減員し、社協独自の職員養成を促す方向で協議する。社協職員の勤務年数が比較的短期であることも課題として認識している。

②広報は事業内容や財政状況が市民にわかりやすく伝わるよう支援していく。

～ 1 0 : 0 7

[質疑]

<明田委員>

社協の基本的な役割は。

<健康福祉部長>

社協は民間福祉組織であり行政が行う法や制度に定められた事業の谷間を埋める存在。また、行政施策も社協に委託することで円滑な事業実施が見込まれるものもある。府、国レベルでも社協は設置されている。

<明田委員>

社協事業は重要。行政の支援等が必要。

<吉田委員長>

①市派遣職員の減員に見合う社協プロパー職員の養成等は。

②社協職員の勤務年数が短期であることの要因は。

<健康福祉部長>

①プロパー職員の養成は必要。今後は有資格者を採用し地域福祉の中核を担える人材育成を狙いたい。現在市から4名を派遣している。具体内容は未定だが、年次計画を作成し派遣職員の減員とプロパー職員の育成を行いたい。ただし、子育て支援センターに派遣している保育士は市職員の派遣が事業上効果的と考えており継続したい。

②平均勤続年数13年。以前に長期勤務職員が連続して退職したことあった。その後、市職員の派遣による支援体制が整備されたと認識している。

<吉田委員長>

②今後は長期勤務する職員が増加するのか。

<健康福祉部長>

②一般論として福祉・介護職は人員の入れ替わりが激しい職種である。社協職員としては長期間勤務していただくことが望ましいと考えている。

<立花委員>

①現在の社協の広報は市民にとってわかりにくい。

②他市社協では本市より事業範囲が広い例がある。

<健康福祉部長>

①1回／2月、広報紙を発行。福祉制度の紹介も含め広報の充実を指導したい。

②他市では幅広い範囲で事業実施している社協があることは事実。他市の例をそのまま本市に導入することは困難が伴う場合がある。本市ではプロパー職員が専門性を有せず、その点で事業開拓が鈍かったのではないかと感じている。今後は資格を有する職員を採用し地域福祉の中核を担える人材育成が必要。

<立花委員>

イニシアチブを取ることでできる社協であるべき。プロパー職員の育成もその一つ。社協に対する市民の認識向上にも資する。

<健康福祉部長>

資格を有する職員が地域の課題に対応できる体制整備が必要。

<中澤委員>

地域での受け皿づくりの支援が必要。

<健康福祉部長>

日常的な地域福祉の担い手として地区社協は重要。市社協は地区社協の立ち上げ、運営等を支援している。行政、地域、社協が一体となった取り組み、高齢者見守り活動支援補助事業等を実施し、着実に進めている。

<中澤委員>

地域ぐるみの取り組みが必要。社協の役割は重要度を増す。

<吉田委員長>

市派遣職員の減員と社協プロパー職員の育成及び広報の充実について附帯決議に沿う対応が示されたと理解した。

～10:32

## ・シルバー人材経費

<高齢福祉課長>

センターへは市職員が理事として参加。事業原則である「臨時的かつ短期的な業務又は軽易な業務、民業を圧迫しない」を踏まえ、事業の拡大を図り自立度が高まるよう指導・助言を行いたい。

～ 10 : 34

[質疑]

<吉田委員長>

拡大できる事業の具体内容は。

<高齢福祉課長>

現在取組まれているのは農業関係。市民農園や野菜販売など。

～ 10 : 35

・ 障害者福祉サービス事業経費

<障害福祉課長>

障害者の生活に関するニーズを相談業務等を通じて把握、障害者が地域で安心して暮らしていける総合的なサービスの提供が必要。障害者自立支援法の改正を受け相談事業の充実等の体制整備を図る。

～ 10 : 37

[質疑]

<苗村副委員長>

発達障害児の受け皿拡大についてH24予算への反映は。

<障害福祉課長>

市独自の相談窓口設置等を検討中。

<健康福祉部長>

予算編成中であるが部としてH24予算の重点課題と位置付けている。しかし、発達障害に係る相談窓口の一本化を目的としていない。保健事業として行うものや花ノ木での事業等とは別である。相談窓口と療育の一定の役割が担える部門を整備したい。

～ 10 : 39

・ 私立保育園保育委託経費

<こども福祉課長>

公的保育に係る部分は国基準に基づき保護者へ保育料を求めている。本市では保護者負担軽減を目的に市の負担を上乗せしている。私立保育園へは府とともに法人監査を実施し適正な運営を指導している。

～ 10 : 41

[質疑]

<立花委員>

私立保育園に係り保育料以外の保護者負担は。

<こども福祉課長>

保護者を対象に3点で調査した。

①振興費、協力金、賛助金等の名目で数千円／年、徴収されている場合があるが任意に行われているものであり、保護者の意思によるものと理解している。

②保育材料費等は実費弁償であり公立保育所でも徴収されている。

③バス代はバスを利用する者のみを対象として徴収しているものである。

<立花委員>

経営者へも調査を。要望。

<健康福祉部長>

児童福祉法による運営基準があり、通常保育に係る部分は保育料及び公費で賄うものである。個人に帰す物品等は実費弁償として保護者負担が生じるが、公立も同様である。時間外保育等は保育料算定基準外であり各保育園により独自に設定されるものである。その他独自に行うスイミング等の保育内容により負担がある場合もある。振興費等の名目のものについては内容等精査したい。

<吉田委員長>

振興費等の名目で徴収されるものについては、市として把握していなかったのか。調査を求める。要望。

<中澤委員>

附帯決議の内容について委員会で十分精査すべきであった。

～10:55

#### ・予防接種経費

<健康増進課長>

予防接種法に基づく定期予防接種については個別通知や健診時等で丁寧な通知を行っている。任意予防接種についても広報を行っている。

～10:57

[質疑]

<立花委員>

定期予防接種について他市では個別通知を行っている。

<健康増進課長>

乳幼児期にBCG、ポリオ、3種混合、MR、日本脳炎を行う。BCGは訪問時に通知、ポリオは個別ハガキ、3種混合はBCG接種時、MRは健診時等、日本脳炎は学校を通じて通知。

<立花委員>

日時場所を指定して通知することはどうか。他市では行われている。

<健康増進課長>

他市の例を研究したい。医療機関との調整が必要である。

<苗村副委員長>

接種漏れを把握することは可能か。

<健康増進課長>

予防接種履歴を有しており把握は可能。接種期間が長いことから全てをチェックしていないが乳児等は適宜指導している。

<苗村副委員長>

全てを把握し、接種漏れを指導できないか。

<健康増進課長>

個別に通知できる部分には通知している。それ以上の指導には至っていない。

～11:06

#### ・保健事業経費

<健康増進課長>

①国、府においても目標数値は50%。府がん対策推進府民会議が組織され受診

率向上に取り組む。H22実績、12.0%。H24年度は未受診者を対象に調査を予定。

②啓発には継続して取り組むとともに、禁煙等の予防の取り組みも充実させたい。

～11:11

[質疑]

<山本委員>

①無料クーポン非利用者へのフォローは。

②50%の目標は市の現状とかけ離れているのではないか。

<健康増進課長>

①無料クーポンは1年限り。受診忘れがないよう広報したい。

②当面の目標として16%を設定。イノベーション理論による効果を期待する。  
50%の目標はそのまま。

<吉田委員長>

健康上の効果面での広報は。検診に効果なしと主張する医師もあるが。

<健康増進課長>

検診は直接的に健康に関係するものではない。早期発見早期治療に資するものであり、その点を広報したい。

<明田委員>

市民から検診が早期発見早期治療に繋がった旨、感謝の声を聞いた。参考に。

～11:18

<休憩 11:18～11:23>

## (2) いきいき長寿プランについて

<高齢福祉課長>

資料に基づき説明

[質疑]

なし

[理事者退室]

## 3 その他

なし

散会 ～11:50